

# 確定申告が始まります

平成16年分の所得税の確定申告は、地区ごとに行います。  
この期間は役場税務課窓口での受け付けを行いませんので、  
申告される方は受付日と会場をご確認の上、お越してください。

## ◇日程と会場◇

2月

日にち	申告受付の地区	場 所
	9時～11時30分・13時～16時30分	
16 水	錦町・美里・上当別	役場 大会議室
17 木	川下右岸・川下左岸・対雁	
18 金	蕨岱・東蕨岱・東裏	
21 月	金沢・樺戸町	
22 火	弁華別・茂平沢・青山・中小屋	
23 水	みどり野・若葉	
24 木	緑町	
25 金	東町	
28 月	六軒町	

◎譲渡所得のある方は、2月10日（木）の税務署の申告書等記載指導の日に申告してください。

3月

日にち	申告受付の地区		場 所
	9時～11時30分	13時～16時30分	
1 火	太美寿・当別太 ビトエ・高岡	太美中央	西当別 コミセン 大会議室
2 水	太美南	太美北・獅子内	
3 木	スウェーデンヒルズ	太美スターライト 太美東・太美西	
4 金	幸町・旭町・弥生・万代町・白樺町		役場 大会議室
7 月	北栄町		
8 火	西町		
9 水	末広・元町		
10 木	春日町		
11 金	栄町・下川町		
14 月	予備日		
15 火			



## 税務署からの お知らせ

## 各税の申告はお早めに

所得税などの申告期限が間近になると、税務署は大変混雑し長時間お待ちいただく場合がありますので、申告書の提出は早めに済ませましょう。申告書は税務署へ郵送でも提出できますが、必ず返信用封筒に切手を貼って同封してください。



### 「自書申告」のお願い

税務署では、申告書などの正しい書き方を指導する「自書作成コーナー」を設置し、記載方法のアドバイスを行っています。できるだけご自分でお書きになって提出することにご協力をお願いします。

### 税務署から申告書・納付書を送付されている人は

- 送付された申告書・納付書を使用してください。
- 複写式の申告書は、ボールペンで強くはっきりと書き、切り離さずに提出してください。
- 書き損じの申告書は捨てずに、書き直した申告書に添付してください。

### 札幌北税務署で受け付けます

- ◆贈与税（16年分）  
2月2日（水）～3月15日（火）
- ◆個人事業者の消費税・地方消費税  
3月31日（月）まで

### ◆日曜日も受付します◆

2月20日（日）・27日（日）に限り、税務署で申告の相談、受付を行います。混雑が予想されますので、お早めにお越してください。  
（通常の土・日曜・祝日はお休みです。）



## ◆忘れずに！軽自動車の廃車手続き◆

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。使用していない軽自動車を所有の方は、3月31日までに廃車手続きを済ませてください。

なお、軽自動車税は「月割課税」ではありません。手続きを忘れると1年分の税金を納めなければなりませんので、ご注意ください。

詳細 税務課税務係 ( ☎23 - 2332 )

軽自動車の種類	廃車手続き先
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	役場税務課税務係
軽4輪・バイク (126cc～250cc)	札幌地区軽自動車協会 札幌市北区新川5条20丁目 ☎011 - 768 - 3955
バイク(251cc以上)	札幌地区自家用自動車協会 札幌市東区北30条東1丁目 ☎011 - 721 - 8201
大型トラクター	北海道運輸局札幌運輸支局 札幌市東区北28条東1丁目 ☎011 - 731 - 7165

## ◆ホームページを活用しましょう

国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp>

札幌国税局ホームページアドレス

<http://www.sapporo.nta.go.jp>

「所得税の確定申告書作成コーナー」や「譲渡所得の内訳書(土地・建物用)作成コーナー」を設けています。是非ご利用ください。

## ◆申告書等記載指導

(譲渡・青色申告・事業所得など)

日時 2月10日(木)

10時～12時、13時～16時

会場 役場第二庁舎(役場西隣)

詳細 札幌北税務署(☎011 - 707 - 5111)

## ◆税に関する電話相談室

税務相談室札幌北分室

(☎011 - 707 - 9111)

5,641件 何の数字か  
分かりますか  
5億3千3百万円

公平性を保つため滞納は許しません  
納税にご協力ください



膨大な数の督促状の発送準備

この数字がなんだかお分かりでしょうか。

平成16年に当別町で、町税・国保税を滞納している件数とその金額です。経済不況が続く中、税金を納期内に納めることが困難な方などが増加傾向にあるのが現状です。

町税は、皆さんの所得や資産の状況を元に算出し、公平な負担をいただいているものです。

町では、納期限内に納付された方と納付されなかった方との不公平をなくし、税の公平性を保つため、未納解消の取り組みを行っています。

滞納者への対策  
差押さえなどの  
滞納処分を強行します

◆これまでは

これまでは、滞納額の縮減と納税の公平を確保するために、滞納者に対しては、滞納処分として、土地・家屋・所得税還付金の差し押さえ、国民健康保険証の使用等の制限を実施してきました。

◆これからは

今後はこれらの対策を更に強化し、預貯金や給与の差し押さえも行っていきます。

◆納税者としての義務と自主納付

一人ひとりが納税者としての義務を認識し、自主的に税の納付に努めましょう。

◆納付が困難なときは

病気や失業などの事情で納期内に納められないといった特別な事情がある方は、分納の方法がありますので、決してそのままにしておかないで、納税係にご相談ください。

町税は、私たちの暮らしやまちづくりを支える大切な財源であり、滞納額の増加は円滑な財政運営に大きな支障となります。納税者皆様のご理解をお願いします。

税務課納税係 ☎23-2332